

" 未来へつづく経営をめざして "

～ 事業承継のポイントと4月から適用される無期転換ルールを学ぼう ～

経営者の高齢化、後継者不足、人材不足など様々な問題を抱えながら、事業を続けていくために、どのように対応していくべきか・・・、答えはでなくとも事前に知識を得ておくことは大切なことです。

また、4月から本格的に行われる「無期転換ルール」への対応についても学んでいただき、少しでも理解を深めていただきたく、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

◇日 時 平成30年3月16日(金) 14:00～16:00

〔第1部〕 14:00～15:00 事業承継のポイント
〔第2部〕 15:10～16:00 無期転換ルールについて

◇場 所 下関商工会館 3階 研修室 (下関市南部町21-19)

◇講 師 島田法律事務所

弁護士 島田 直行 氏

◇受講料 無 料

◇定 員 30名

<講師プロフィール>

下関西高、京都大学法学部卒業。

平成19年山口県弁護士会に登録。

平成22年に島田法律事務所を設立し、主に同族中小企業のオーナーを対象にしたサービスを提供する。提供するサービスは経営再建から事業承継まで同族中小企業の全てに渡る。企業法務以外の分野では、相続をライフワークとして積極的に取り組んでいる。

お問合せ先 下関商工会議所 中小企業相談所
TEL 083-222-3333

下関商工会議所 経営支援部 田中 行 (FAX 083-222-4094)

経営安定セミナー受講申込書

事業所名		業 種	
受講者名		TEL	
所在地		FAX	

※ ご記入いただいたデータは当日の出席者名簿・別セミナーの開催案内に利用させていただきます。